平成２４年（フ）第１５１号
秋田市新屋日吉町27番８号ピアネス日吉205
債務者　千葉　千華
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
石川県七尾市中島町外原ロ部４番地
債務者　松田　直美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１８４号
奈良市高畑町1122番地の12　ロイヤルパークサイド101号
債務者　戸次千代美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１号
奈良県奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１中登美団地Ｅ24―304号
債務者　西村　尚之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１３号
徳島県徳島市南矢三町１丁目13番16―302号
債務者　三枝　桂子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
徳島市八万町法花166番地の11、旧住所徳島市八万町法花谷193番地の２
債務者　髙谷　一得
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
徳島県徳島市上八万町中山37番地の７
債務者　水尾　長栄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
徳島市北沖洲２丁目３―23　シャーメゾンパンジー103号室、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字願勝寺14番地４、15番地２
債務者　井口　久美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
高知県土佐清水市越前町１番７号
債務者　岡本　満智（旧姓貝津）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１５１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子725番地６
債務者　大久保智子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６号
長野県伊那市西箕輪6710番地７
債務者　原　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３２号
長野県上伊那郡辰野町大字平出2042番地１レジデンス山田２―Ｄ
債務者　宮坂美奈子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３６号
長野県伊那市西町4913番地　アイコーポ101号
債務者　有賀　久美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１２７号
広島県福山市水呑町2030番地８、旧住所広島県福山市千代田町２丁目13番２号
債務者　瀬戸健太郎
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２８号
広島県福山市水呑町2030番地８、旧住所広島県福山市千代田町２丁目13番２号
債務者　瀬戸　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１３３号
広島県府中市元町238番地　おぎわらアパート203号室、旧住所広島県府中市府中町５番地
債務者　武田　美樹
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１３８号
広島県福山市曙町３丁目７番17―101号　大栄マンション、旧住所岡山県笠岡市笠岡4908番地５
債務者　定光津家子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係